

著作権法改正で始まる新たなサービス

◆著作権者の権利を制限して著作物の利用拡大を図る改正法が成立

2018年5月にインターネット上で著作物の利用を拡大するための著作権法の改正が成立した。この改正は、①デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限、②教育情報化に対応した権利制限、③障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限、④アーカイブの利活用促進に関する権利制限の4つの規定を整備することが柱である。改正法は②を除いて19年1月1日に施行され、②は公布日から3年以内に政令により施行日が定められる。

改正著作権法が整備した4つの権利制限の規定

項目	概要
① デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 著作物の市場に悪影響を及ぼさないビッグデータを活用したサービス等が著作物を許諾なく利用できるようにした。 ・ 情報通信技術の進展に伴い新たな著作物の利用方法が生まれた場合に柔軟に対応できるように、ある程度抽象的に定めた規定を整備した。
② 教育の情報化に対応した権利制限規定等	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICTを活用した教育の質向上等のために、学校等の授業や予習・復習用に、教師が他人の著作物を使用して作った教材をネットワークを通じて生徒の端末に送信すること等を許諾なしに行えるようにした。
③ 障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在視覚障害者等を対象とする規定を見直した。具体的には、肢体不自由等の理由で書籍を持つことができない人のために録音図書の作成等を許諾なしに行えるようにした。
④ アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 美術館等の展示作品の解説・紹介用資料をデジタル方式で作成し、タブレット端末等で閲覧することなどを許諾なしに行えるようにした。 ・ 国・地方公共団体等が著作権者不明の場合に補償金を供託して著作物の利用を可能にする裁定制度における補償金の供託を不要とした。 ・ 国会図書館が外国の図書館に絶版等資料を許諾無しで送付可能にした。

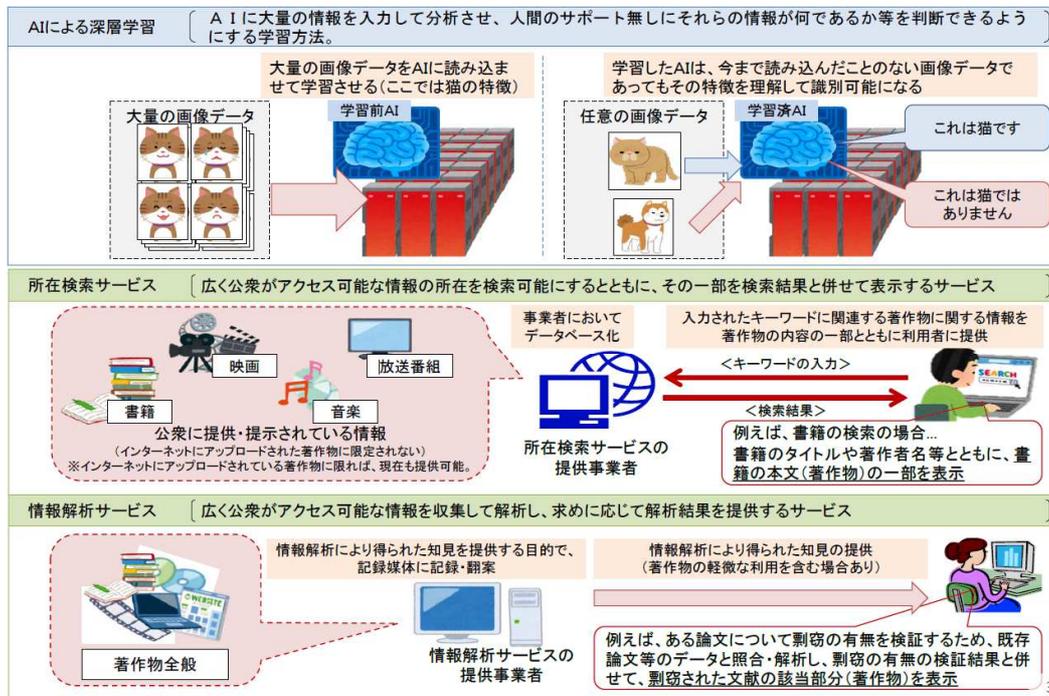
◆デジタル化・ネットワーク化に対応した柔軟な権利制限が新サービスを容易に

今回の改正の中で、①のデジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備は新たなニーズに対応したサービスの登場を想定して設けられた。著作権法を所管する文化庁は、その新たなニーズとして、a. AIによる深層学習、b. 所在検索サービス、c. 情報解析サービスをあげている。

a. AIによる深層学習はAIが大量の画像データを読み込み、今まで読み込んだことのない画像データでもその特徴を理解して識別する。b. 所在検索は入力したキーワードに関連する情報（著作物名とその内容の一部）を提供するサービス、c. 情報解析は他の著作物の盗用を調べるサービスである。これらを実現するには大量の画像や書籍、映画、音楽などをデータとして登録する必要があるが、デー

タの使用許諾を得ることが問題になっていた。改正法が権利制限を規定したことで、これらの新サービスが始めやすくなり、今後盛んになる可能性がある。

「柔軟な権利制限規定」による対応が求められている新たなニーズの例



資料出所：文化庁「著作権法の一部を改正する法律案概要説明資料」（平成30年3月19日）

◆課題は著作権者の著しい不利益の防止や、状況変化に対応した定期的な見直し

著作権を制限する時に問題となるのが著作権者の利益である。改正法では著作権者の利益を通常害さないか、不利益が軽微なものになるよう配慮したとしている。しかし、こうした配慮とは別に、サイバー攻撃による著作物データの大量流出や、モラルに反した著作物データの販売などの悪意ある行為が起これば著作権者の不利益が大きくなり、制限見直しの声が高まることになる。これを防ぐために、著作権者の権利を侵害した時の罰則規定が今後必要になるかもしれない。

将来の変化に対応し、企業の事業機会を広げていくには、定期的に状況を把握し、見直すことも必要である。デジタル化・ネットワーク化の進展は目まぐるしく、著作物データの新しい使い方が登場しても不思議でないからだ。望ましいのは、これらの課題を達成し、企業の事業機会が広がることである。【藤井和則】